

平成 23 年 度

男女共同参画基本計画実施状況報告

笛 吹 市

◎基本目標／実施計画1

「人権尊重の意識を高めるための教育の推進」

男女が性別にとらわれず、一人の人間として尊重される男女共同参画社会の実現には、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下での平等である基本的人権の確立が必要です。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識は、社会全般においてまだまだ根強く残っています。男女が性別にとらわれず、家庭・職場・地域でいきいきと持てる力を発揮していくためには、それぞれの場における性別役割分担意識をなくすことが求められます。この性別役割分担意識は、成育過程での教育が大きく影響しており、家庭・学校・地域のあらゆる場面で取り組まなければならない課題です。社会全体が連携して、男だから、女だからではなく、人として尊重し合える男女共同参画社会をつくるためには、人権を尊重するための教育を推進していく必要があります。

◎基本目標の達成に向けて取り組んだ各種事業

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画事業	<p>市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進</p> <p>「男女共同参画推進委員会の活動」 ○家庭部会を中心とする推進活動 ・“家族一人ひとりを尊重しあい輝く家庭づくり”をテーマに、誰もが気軽に男女共同参画の意識を持ってもらうために作成した歌・体操「輝けチャチャチャ笛吹の未来」の周知 ・DV学習会の開催、DV防止啓発のためのパネルシアター作成</p> <p>○市民への男女共同参画推進委員会活動の紹介及び意識啓発のため、笛吹市・市民協働フォーラムにおいて夫婦の絆の大切さを伝える男女共同参画講演会「真剣に生きる」～支え合い・夫婦のパートナーシップと共に～開催（講師 サッカー解説者羽中田昌氏）</p> <p>○小学校における男女共同参画の理念が生かされた授業の見学、先生方との意見交換会を実施</p> <p>○国立女性教育会館「男女共同参画のための実践と研究の交流推進フォーラム」参加</p>	市民活動支援課
青少年育成事業	市、各地区青少年育成推進協議会及び青少年育成コーディネーター等関係機関と連携をとり、青少年の健全育成を実践	生涯学習課
市民講座事業	芸術文化、健康づくり、青少年育成等をテーマとした市民講座を企画・運営	生涯学習課
学校教育ビジョン具現化事業	学校教育活動全体を通じて、確かな学力の定着を重要課題として取り組むとともに「地・徳・体」のバランスのとれた児童・生徒の育成を目指すなど、子どもたちの個性を尊重する学校づくりを実践	学校教育課
家庭相談員・母子自立支援員の配置	児童に関する相談を主に、児童を取り巻くさまざまな家庭問題について家庭相談員・母子自立支援員が支援	児童課

◎基本目標／実施計画2

「男女差別のない働きやすい環境づくり」

就労環境をとりまく環境づくりについては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」など法令の整備、それに基づく指導や規制など国の労働行政が重要な役割を担っています。改正された「男女雇用機会均等法」では、間接差別の禁止、妊娠・出産等を理由とする不利益の扱いに対する禁止、セクシュアル・ハラスメント防止対策の実施を明確にしています。法整備はされつつありますが、社会経済の低迷を受け、実態はまだまだ厳しい状況が続いています。事業者や市民を対象に法令などの知識や問題認識の向上を図る必要があります。

また、家族で経営する農業や自営業では、ゆとりや健康、経済的自立のため家族経営協定の締結や法人化のための普及啓発を進めることが必要です。

◎基本目標の達成に向けて取り組んだ各種事業

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画事業	<p>市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進</p> <p>「男女共同参画推進委員会の活動」</p> <p>○職場部会を中心とする推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“男女が安心して働くことができる環境づくり”をテーマに、市内事業所への働きかけを実施 ・県所管事業である「男女いきいき・輝き宣言企業」への登録を市内企業へ働きかけるとともに、企業の実態についての聞き取りを実施 ・ワークライフバランス学習会開催 	市民活動支援課
放課後児童健全育成事業	<p>小学校3年生までの放課後保護者が就労等でいない留守家庭の児童のための学童保育を実施</p> <p>「男女共同参画推進委員会の活動」</p> <p>○職場部会において学童保育利用保護者及び指導員にアンケートを実施、結果を市児童課へ報告</p>	児童課
病児・病後児保育事業	<p>保護者の就労と子育ての両立を支援するため、保護者に代わって病気の児童を一時的に保育し、体調不良となった児童への緊急対応を行う環境を整備</p>	児童課
ファミリーサポートセンター事業	<p>育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたいものを会員として組織するファミリーサポートセンターを設置し、地域で会員が行う相互援助活動を支援</p>	児童課
保育所運営事業	<p>家庭において保育することができない児童を保護者にかわって保育を実施</p>	保育課
家族経営協定の推進	<p>経営方針や役割分担、労働時間、労働報酬、休日などについて家族間の十分な話し合いに基づいて取り決めを行い、それぞれ自覚を持って経営に参画することを目的に締結する家族経営協定の推進</p>	農林振興課

◎基本目標／実施計画3

「健康で安心して暮らせる環境づくり」

生涯を通じて自分らしい生活を送るためには、健康の維持増進を図ることが大切です。生活習慣病予防には、早くからの取組が重要であり、健診は自らの生活習慣を見直す機会として有効なものです。今後も健康づくりに関する普及啓発と取り組みやすい環境づくりが必要です。

近年、合計特殊出生率が低下し、少子高齢化が進み人口減少社会に入っています。国立人口問題研究所の試算によると日本の人口は、2055年には2010年の人口から比べ、約30%減少するとされ、65歳以上の人口は40%となり、その60%が女性という人口構成になるとされています。高齢者が健康であり、自立した生活ができる環境づくりが求められています。同時に、障がいをもつ人や外国人などへの社会的支援も必要です。

女性は、妊娠・出産期はもとより、思春期、子育て期、更年期、高齢期といったライフステージを通して、男性とは異なる健康上の課題があります。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）は、国際社会において、重要な権利のひとつとされています。女性の妊娠・出産にかかる健康の確保はもとより、自分の体や健康について正確な知識や情報を持つとともに、男性も理解を深め、女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態で尊重される環境づくりが必要です。性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識の浸透を図ることにより、男女がお互いに、性の尊重についての意識を高めることができる環境づくりが必要です。

◎基本目標の達成に向けて取り組んだ各種事業

事業名	事業内容	担当課
後期高齢者健診事業	後期高齢者を対象に、生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図るための健康診査を実施	国民健康保健課
疾病予防事業	40～74歳の国保加入者対象に、早期発見、重症化を目的に人間ドック受診者に一人当たり一律2万円を助成	国民健康保健課
特定健康診査等事業	40～74歳の国保加入者対象に生活習慣病の減少と医療費の適正化を目的に特定健康診査及び特定保健指導を実施	国民健康保健課
健康診査事業、がん検診事業	疾病予防と早期発見、早期治療を進めると共に生活習慣を改善するなど健康の保持増進を図るため、各種成人健診を実施。また、がん検診推進事業による乳がん・子宮頸がんの無料検診を実施	健康づくり課
妊婦・乳幼児相談事業、乳幼児健診事業	母子の健康管理を図るため、乳幼児健診と相談事業を実施	健康づくり課
成人健康教育事業	健診結果説明会を行い、健康づくりとしてリスクの高い人には必要な健康教育を実施	健康づくり課
行政相談事業	市民生活に関わる相談事の受付	市民活動支援課
温泉活用健康づくり事業	市内の温泉を活用した健康づくり	健康づくり課

事業名	事業内容	担当課
シルバー体操指導員養成事業	高齢者による高齢者のための体操指導員の養成	健康づくり課
社会体育指導員設置事業	高齢者や婦人層を対象とした健康・体力づくり教室を開催	生涯学習課
市民講座事業	芸術文化、健康づくり、青少年育成等をテーマとした市民講座を企画・運営	生涯学習課
高齢者社会活動推進等事業	老人クラブへの支援	高齢福祉課
生きがいづくりのための事業	生きがいづくり支援事業 シニアボランティア要請講座 笛吹きいきいきサポーター事業	高齢福祉課
生活支援のための事業	生活援助員派遣事業 生きがいデイサービス事業 配食サービス事業 在宅生活支援事業	高齢福祉課
安否確認のための事業	一人暮らし高齢者見守り事業 ふれあいペンダント事業	高齢福祉課
障がい者福祉のための事業	重度心身障がい者医療費助成、手当ての支給	福祉総務課
国際交流事業	友好都市（バート・メルゲントハイム市（ドイツ）、ニュー・サンジョルジュ市（フランス）、肥城市（中国））と相互に産業面の発展を視野に入れた国際交流を実施	経営企画課
多文化共生事業	市内の外国人登録者の生活支援のため、行政・地域社会とのコミュニケーションと市民の多文化共生意識の向上を図るとともに、市民生活ガイドブックの翻訳版を活用し、外国人市民の生活を支援	市民活動支援課
地域子育て支援センター事業	子育て中の親子の交流の場を提供、育児不安などについての相談、指導、育児情報の提供など、施設ごとにさまざまな事業を実施、地域の子育て家庭の育児を支援（子育て支援に熱意のあるNPO等に委託、市内4箇所設置）	児童課
つどいの広場事業	就学前の子どもを持つ親と子どもに対し、交流・情報交換・育児相談の場を提供（子育て支援に熱意のあるNPO等に委託、市内1箇所設置）	児童課
児童福祉施設管理運営事業	児童館6箇所の運営	児童課
子どもすこやか医療費助成事業	小学校6年生までの子どもの保険診療に係る一部負担金を助成	児童課

◎基本目標／実施計画4

「男女が互いに豊かに生活でき、活動しやすい地域づくり」

地域住民による自主的な地域活動は、就労とともに私たちの社会生活の重要な一面であり、行政の活動と協働して公共的価値を増大させます。しかし、これまでの地域づくりは、男性を中心に進められ女性の意見が十分に反映されているとはいえない状況がありました。これは、政治・経済・社会の主要な場への女性の参画が少なく、多くの女性が日々の暮らしや地域活動の実践部分を担ってきたにもかかわらず、固定的な性別役割分担により責任ある立場は男性が担うといった慣行の影響がみられました。地域の生活課題を住民自身が解決することが地域づくりの原点であり、地域活動を活性化していくためには、性別にかかわらず、協力し合い、仕事・家庭生活とともに、地域活動に取り組むことができる環境整備が求められます。

本市では、安全安心のまちづくりをすすめています。災害時にはもちろんのこと、日常生活においても犯罪等から弱者を守る仕組みづくりや、環境保全や地域温暖化対策に対する取組、またごみ減量などのくらしの中の環境問題など、まちづくりのあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って一層推進していく必要があります。

◎基本目標の達成に向けて取り組んだ各種事業

事業名	事業内容	担当課
男女共同参画事業	<p>市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進</p> <p>「笛吹市男女共同参画推進委員会の活動」</p> <p>○地域部会を中心とする推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“きづき”をテーマに、地域での推進活動を実施 ・地域における慣習や通念を男女共同参画の視点で見直すため、地域やイベントに出向いてパフォーマンス（寸劇）や意見交換会を実施 ・地域等役員への女性登用を促進するため、地域に出向いてパフォーマンス（寸劇）や意見交換会を実施 	市民活動支援課
政策・方針決定過程への女性の参画促進	<p>現状把握を行うと共に、結果について検討し、女性の参画を推進</p> <p>【地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況】 H23年度 27.3% （目標値H25年度までに28%）</p> <p>【地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用状況】 H23年度 5.4%</p>	市民活動支援課

◎基本目標／実施計画5

「男女共同参画を進める体制づくり」

男女共同参画社会の形成を推進していくためには、行政だけではなく住民・地域・学校・事業所・各種機関・各種団体などが連携し、それぞれが果たす役割を担い、プランに基づいた取組をさまざまな場面で展開していくことが必要です。

行政による計画の推進と市民の自主的な行動とが協働して初めてプランの推進が成し遂げられます。継続的かつ効果的に施策を実施していくため、推進体制を整備・充実し、関係機関などと連携しながらプランを推進していきます。

◎基本目標の達成に向けて取り組んだ各種事業

事業名	事業内容	担当課
職員研修事業	男女共同参画に関する職員研修「男女共同参画の現状と行政職員の役割」を実施（講師 山内幸雄山梨学院大学法学部教授）	市民活動支援課
男女共同参画事業	<p>市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進</p> <p>「男女共同参画推進委員会の活動」</p> <p>○広報部会を中心とする推進活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“よりわかりやすい情報発信—市民の目線に立って—”をテーマに、男女共同参画に関する資料や情報等を収集し、広報ふえふきや市民活動・地域づくり支援サイト「よっちゃんねるネットふえふき」等を通じ提供 ・笛吹市男女共同参画推進条例をわかりやすく紹介する「笛吹市男女共同参画推進条例のあらまし」を作成するとともに、広報ふえふきでも各条文をわかりやすく解説 <p>○市民への男女共同参画推進委員会活動の紹介及び意識啓発のため、笛吹市・市民協働フォーラムにおいて夫婦の絆の大切さを伝える男女共同参画講演会「真剣に生きる」～支え合い・夫婦のパートナーシップと共に～開催（講師 サッカー解説者羽中田昌氏）</p> <p>○国立女性教育会館「男女共同参画のための実践と研究の交流推進フォーラム」参加</p>	市民活動支援課
笛吹市女性団体連絡協議会支援事業	公共的活動を行う団体への助成及び情報提供	市民活動支援課
審議会の設置	笛吹市男女共同参画審議会の設置を検討	市民活動支援課
庁内推進本部の設置	笛吹市男女共同参画推進本部の設置を検討	市民活動支援課

【平成24年度 基本目標の達成に向けて取り組む各種事業実施計画】

基本目標／実施計画1 人権尊重の意識を高めるための教育の推進

事業名	事業内容	担当課	推進委員会の活動
男女共同参画事業	市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進	市民生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭部会を中心とする推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・“家族一人ひとりを尊重しあい輝く家庭づくり”をテーマに、DV防止啓発のためのパネルシアター作成、地区やイベント等でのパネルシアター披露 ○市民への男女共同参画推進委員会活動の紹介及び意識啓発のため、笛吹市・市民協働フォーラムにおいて男女共同参画に関するイベントを実施 ○小学校における男女共同参画の理念が活かされた授業の見学、先生方との意見交換会を実施 ○国立女性教育会館「男女共同参画のための実践と研究の交流推進フォーラム」においてワークショップ開催

基本目標／実施計画2 男女差別のない働きやすい環境づくり

事業名	事業内容	担当課	推進委員会の活動
男女共同参画事業	市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進	市民生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○職場部会を中心とする推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・“男女が安心して働くことができる環境づくり”をテーマに、市内事業所への働きかけを実施 ・県所管事業である「男女いきいき・輝き宣言企業」への登録を市内企業へ働きかけるとともに、企業の実態についての聞き取りを実施 ・訪問企業の実態をまとめ、訪問企業・団体等とコラボした推進活動を検討

基本目標／実施計画3 健康で安心して暮らせる環境づくり

事業名	事業内容	担当課	推進委員会の活動
	各事業とも平成23年度に取り組んだ事業を継続実施		

基本目標／実施計画4 男女が互いに豊かに生活でき、活動しやすい地域づくり

事業名	事業内容	担当課	推進委員会の活動
男女共同参画事業	市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進	市民活動支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○地域部会を中心とする推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・“きづき”をテーマに、地域での推進活動を実施 ・地域における慣習や通念を男女共同参画の視点で見直すため、地域に向いてパフォーマンス（寸劇）や意見交換会を実施 ・地域等役員への女性登用を促進するため、地域に向いてパフォーマンス（寸劇）や意見交換会を実施 ・介護や子育て、防災に関するパフォーマンスを作成し、地域で披露、意見交換会を実施
政策・方針決定過程への女性の参画促進	現状把握を行うと共に、結果について検討し、女性の参画を推進 【地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況】 H24年度目標 27.5%	市民活動支援課	

基本目標／実施計画5 男女共同参画を進める体制づくり

事業名	事業内容	担当課	推進委員会の活動
職員研修事業	男女共同参画に関する職員研修を実施	市民活動支援課	
男女共同参画事業	市民一人ひとりが尊重され、自主的、自発的に市政や地域づくりに参画できる男女共同参画社会を実現することを目的に、笛吹市男女共同参画推進委員会により、第2次プランを推進	市民活動支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○広報部会を中心とする推進活動 <ul style="list-style-type: none"> ・“よりわかりやすい情報発信—市民の目線に立って—”をテーマに、男女共同参画に関する資料や情報等を収集し、広報ふえふきや市民活動・地域づくり支援サイト「よっちゃばるネットふえふき」等を通じ提供 ・笛吹市男女共同参画推進条例をわかりやすく紹介する「笛吹市男女共同参画推進条例」のあらましを作成するとともに、広報ふえふきでも各条文をわかりやすく解説 ○市民への男女共同参画推進委員会活動の紹介及び意識啓発のため、笛吹市・市民協働フォーラムにおいて男女共同参画に関するイベントを実施 ○国立女性教育会館「男女共同参画のための実践と研究の交流推進フォーラム」においてワークショップ開催

笛吹市女性団体連絡協議会支援事業	公共的活動を行う団体への助成及び情報提供	市民活動支援課	
審議会の設置	笛吹市男女共同参画審議会を設置	市民活動支援課	
庁内推進本部の設置	笛吹市男女共同参画推進本部を設置	市民活動支援課	